

令和6年度盛岡さくらまつり企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度盛岡さくらまつり企画運営業務

2 事業目的

盛岡城跡公園、高松公園の桜及び石割桜を活用した盛岡さくらまつりに連動する企画の提案及び運営及びまつりの会場の設営を行い、観光客の誘致を図るもの。

3 委託上限金額

5,326千円

なお、受注者の企業努力により、利用料や参加料、広告等協賛金による収入増を図り、事業を拡大することを可能とする。

4 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

5 履行場所

盛岡市内

6 委託業務内容

(1) 共通事項

ア 業務の企画及び実施に当たり、必要となる各種申請や物品の手配については、この仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者が行うこと。また、申請費用、物品の用意に係る費用、物品等の設置及び撤去に関する費用及び事業の実施において必要となる電気料金等を含む全ての費用は、受注者が負担するものとする。

イ 各種設置物等については、定期的に点検を行い、必要に応じて設置物等の修理又は取り替え等の対応を行い、未然の事故防止に努めること。

ウ 業務全般の履行に当たっては、発注者の指示により誠実に履行するものとする。

なお、不測の事態又は事故等が発生したときは、速やかに発注者へ報告し、発注者の指示により必要な処置を行うこと。ただし、緊急を要する場合には、発注者への報告を事後とし、警察または消防等に通報し、適切な処置を行うこと。

エ 各種設置物等について、盛岡さくらまつり期間終了後、速やかに撤去すること。

なお、桜の開花状況や周辺道路の状況等により、設置した設置物等を盛岡さくらまつり期間終了前に撤去または設置場所の変更をしなければならない場合には、協議により撤去又は変更ができるものとする。

オ 必要に応じて、機器類及び工作物の設置個所周辺の清掃を行い、公園内の美化に努めること。

カ 業務に必要な物品のうち、発注者から貸し出せる物品に劣化、破損などが生じている場合には、

受注者の負担により修繕を行うこととする。

(2) 盛岡さくらまつりへの誘客促進

本事業による誘客効果を促進するため、花見を手軽に体験できるコンテンツの企画を提案すること。ただし、最終的な企画内容は発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

なお、決定した企画は受注者が実施するものとし、運営全般に関する業務を行うこと。

(3) 広報・宣伝活動

事業を周知するため、SNS等を活用し誘客促進を図ること。

(4) ぼんぼりの設置及び点灯に関すること

ア 盛岡城跡公園内及び高松公園とその周辺へぼんぼりをそれぞれ設置すること。

なお、盛岡城跡公園には最低でも60基のぼんぼりを設置することとし、高松公園とその周辺については、ぼんぼりに代えて、一部桜のライトアップに係る投光器の代用も認めることとし、会場のレイアウトを提案の上、設置すること。ただし、最終的な企画内容は発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

イ ぼんぼりの設置場所は、別紙「盛岡城跡公園ぼんぼり設置図」及び「高松公園及びその周辺ぼんぼり設置図」を目安とするが、風情を感じられるよう効果的な設置を提案すること。

なお、盛岡城跡公園への設置に当たっては、文化財であることに留意し、公園管理者や文化財保護に関する関係者への確認を十分に行った上で実施すること。

ウ 照明器具の仕様は、110ボルト・100ワットの白熱電球とする。

エ ぼんぼりの照明点灯は、契約期間内において発注者が別途指定する期間中の18時から21時30分まで（高松公園は21時まで）とし、点灯及び消灯に関する業務を行うこと。

なお、照明点灯時間については別途協議の上変更することができるものとする。

オ 照明点灯等に要する機器類のうち、次の物品については、発注者から貸し出せることとする。

【発注者が貸し出せる機器類】

機器類名称	数量	機器類名称	数量
電灯分電盤	18	ポール	13
IV電線	4600	Fケーブル	30
DV電線	65	持カップ	160
DV用碼子	120	漏電ブレーカー	18
キャッチホルダー	7	タイマー	18
電磁開閉器	11	ポール	13
ぼんぼり	160		

(5) 桜のライトアップ及び夜桜観桜客の安全確保に係る照明器具の設置及び点灯に関すること

ア 桜のライトアップ及び夜桜観桜客の安全確保のため、岩手県議事堂前の外灯へ1基、盛岡城跡公園内へ24基の照明器具をそれぞれ設置すること。

イ 照明器具の設置場所は別紙「裁判所前照明器具設置図」及び「盛岡城跡公園照明器具設置図」のとおりとする。

なお、盛岡城跡公園への設置に当たっては、文化財であることに留意し、公園管理者や文化財保護に関する関係者への確認を十分に行った上で実施すること。

ウ 岩手県議事堂前の外灯へ設置する照明器具の照射角度については、照明器具設置時に発注者現場立会いの下で決定すること。

エ 設置する照明器具の仕様は次のとおりとする。

- (ア) 岩手県議事堂前の外灯へ設置する照明器具
200ボルト、最高出力1.5キロワットのハロゲンランプとする。
- (イ) 盛岡城跡公園内へ設置する照明器具
400ワットランプを使用したライトアップ用投光器とする。

オ 照明点灯等に要する機器類のうち、次の物品については、発注者から貸し出せることとする。

【発注者が貸し出せる機器類】

機器類名称	数量
投光器	12

カ 設置した照明器具の点灯は、契約期間内において発注者が別途指定する期間中の18時から21時30分まで（ただし、岩手県議事堂前の外灯へ設置する照明器具の点灯開始時間は、外灯の点灯開始時間である18時30分頃）とし、点灯及び消灯に関する業務を行うこと。また、照明点灯時間については別途協議の上変更できるものとする。

(6) 交通誘導看板等の設置等に関すること

- ア 別紙「交通誘導看板図」に示す車両誘導看板等の表示物（以下「交通誘導看板等」という。）を、別紙「交通誘導看板等設置図」に基づき設置すること。
- イ 交通誘導看板等の設置に要する物品のうち、別紙「交通誘導看板図」に掲げる看板等については、発注者から貸し出せることとする。

(7) 会場周辺の交通誘導及び警備に関すること

ア 高松公園周辺交通誘導業務

- (ア) 高松公園とその周辺において、高松の池周回道路及び公園周辺道路の円滑な交通の確保及び駐車場等での混雑緩和を図るため、「高松の池周辺交通誘導及び駐車場整理計画図」に示すエリア内において、警備員等を配置し、車両及び歩行者等の交通誘導等の業務を行うこと。
- (イ) 業務実施日については、高松公園の桜の開花から概ね一週間程度とし、高松の池周遊道路及び高松公園周辺道路での交通渋滞が生じないように努めること。
- (ウ) 会場周辺の交通誘導及び警備に要する物品のうち、次に掲げる資機材等については発注者から貸し出せることとする。

【発注者が貸し出せる機器類】

機器類名称	数量	機器類名称	数量
誘導棒	10	カラーコーン	20

- (エ) 警備員等の配置箇所は概ね別紙「高松の池周辺交通誘導及び駐車場整理計画図」に示すとおりとする。
- (オ) 配置箇所ごとの業務内容については概ね次のとおりとする。
なお、車両の交通誘導及び歩行者等の誘導に当たっては、周辺の交通状況に注意し、事故等の防止に努めること。
 - A 高松郵便局周辺（警備員2名）
高松公園駐車場の駐車車両台数等の状況を確認し、高松二丁目高松四丁目線で交通渋滞が発生しないよう適宜こがねパーク高松駐車場への誘導や国道4号線へ車両を誘導すること。
 - B 高松公園駐車場出入口付近（警備員2名）

高松公園駐車場出入口付近で駐車待ち車両等による交通渋滞が発生しないよう車両の交通誘導、歩行者等の安全な通行経路の誘導及び注意喚起を行うこと。

なお、高松公園駐車場が満車状態になり、駐車待ち車両による交通渋滞が発生、又は発生が見込まれる場合には、駐車待ち車両等をこがねパーク駐車場へ車両の誘導を行い交通渋滞の緩和に努めること。

C 高松公園駐車場内（警備員3名）

Bに示す従事者と連携して、高松公園駐車場敷地内の配置箇所周辺において、駐車指定場所への入出車両を誘導すること。

なお、車両の誘導に当たっては、周辺の交通状況等に注意するとともに、円滑な交通誘導と歩行者の安全確保を行うこと。

D 盛岡市立図書館前（誘導員1名）

図書館利用者以外の使用ができない旨、来場者に周知するとともに、図書館前の歩行者への注意喚起により、交通事故の防止に努めること。

E こがねパーク高松駐車場付近（警備員2名、誘導員1名）

こがねパーク高松駐車場内において、駐車場入出車両及び歩行者の誘導を行うこと。

なお、車両の誘導においては、適宜従事者同士で駐車車両台数等の状況を共有し、交通渋滞が発生しないよう連携を図ること。また、車両の交通誘導及び歩行者等の誘導等に当たっては、周辺の交通状況に注意し、事故等の未然防止に努めること。

F 高松の池周遊道路入口付近（誘導員3名）

高松の池周遊道路へ侵入する車両と歩行者による事故が生じないように、歩行者の誘導を行うこと。

G 高松の池周遊道路内（警備員1名、誘導員2名）

高松の池周遊道路内において、車道が狭くなるエリアや学校等の周辺において、歩行者の安全確保のため、誘導や呼び掛けを行うこと。

なお、警備員については高松の池周遊道路全体を適宜警備し、適宜車両の誘導を行い、事故の防止に努めること。

イ 石割桜周辺警備業務

(ア) 盛岡地方裁判所前の国道で石割桜観桜客による路上駐車の発生を抑止し、交通渋滞を発生させないように交通誘導警備業務を行うこと。

(イ) 交通誘導警備業務の履行に当たっては、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に規定する交通誘導警備業務に係る二級検定以上の合格者（有資格者）を1名以上配置し、安全かつ円滑に車両の誘導を行うこと。

なお、配置個所は概ね別紙「石割桜周辺警備員配置図」に示すとおりとする。

(ウ) 石割桜観桜客が乗車する観光バスは、岩手県庁敷地内の臨時駐車場（以下「県庁臨時駐車場」という。）に誘導すること。また、観光バス乗客の乗降は駐車場で行うことを運転者または同乗のガイドへ周知し、周辺道路及び駐車場以外の県庁敷地内での乗降をさせないように誘導すること。

(エ) 石割桜観桜客が乗車する観光バス以外の一般車両は、県庁臨時駐車場は使用できないため、

一般車両からの問い合わせに対しては、近隣の民間有料駐車場を案内すること。

- (ウ) 石割桜周辺警備に要する物品のうち、次に掲げる資機材等については発注者から貸し出せることとする。

【発注者が貸し出せる機器類】

機器類名称	数量	機器類名称	数量
案内看板（観光バス臨時駐車場）	1	表示看板（臨時駐車場）	1
折り畳みイス	2		

(8) 事業の効果測定

本事業完了時に、事業実施内容及びその効果を定量的に評価し、発注者へ報告すること。

7 事業の報告

受注者は、事業の進捗等に関して、次の報告及び検査協力を行うこと。

(1) 随時報告

本業務委託に関連し、市が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出するものとする。

(2) 立会検査

本業務の適正な履行のために発注者が必要と認めるときは、受注者の本業務の実施状況等を確認するため、現場に立ち会い、受注者等に対する聞き取りや関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を講ずることができるものとする。

(3) 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届を提出し、検査等を受けること。

8 再委託等の制限

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。

- (2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を発注者に対して文書で報告し、承認を得なければならない。

- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

9 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。また、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。

- (2) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。

- (3) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講ずること。

- (4) 本仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示に従うものとする。

- (5) 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定

する。